

第 2 5 6 回

広島県都市計画審議会

と き 令和 7 年 2 月 5 日（水）
ところ サテライトキャンパスひろしま 504 中講義室

土 木 建 築 局

目 次

議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	指摘	頁
1	廿日市市	広島圏都市計画区域の変更について	県		1
2	大竹市 廿日市市 府中町 海田町 熊野町 坂町 呉市	広島圏都市計画区域区分の変更について	県		9
3	三原市 尾道市 福山市 府中市	備後圏都市計画区域区分の変更について	県		99
4	三原市	本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業 の事業計画変更に係る意見書について	—		別冊

第 1 号議案

広島圏都市計画区域の変更について

(広島県決定)

都 計 第 5 4 3 号
令和 6 年 12 月 25 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都 市 計 画 課

広島圏都市計画区域の変更について（照会）

このことについて、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 条第 6 項の規定において準用する同条第 3 項の規定によって、貴会の意見を求めます。

都市計画区域の変更について

1 都市計画区域の名称

「広島圏都市計画区域」

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域（拡大区域）

広島県廿日市市

地域	字 名		
旧廿日市市の区域	上平良	山	大迫の一部
	宮内	山	横道の一部

(約4.3ha)

3 都市計画区域変更の理由

(1) 現都市計画区域の概要

広島圏都市計画区域は、昭和46年1月16日に、広島市を中心に一体の都市圏として整備、開発及び保全する必要がある区域として、大竹市から呉市までの3市17町（当時の市町、現在は4市4町）の区域に指定された。

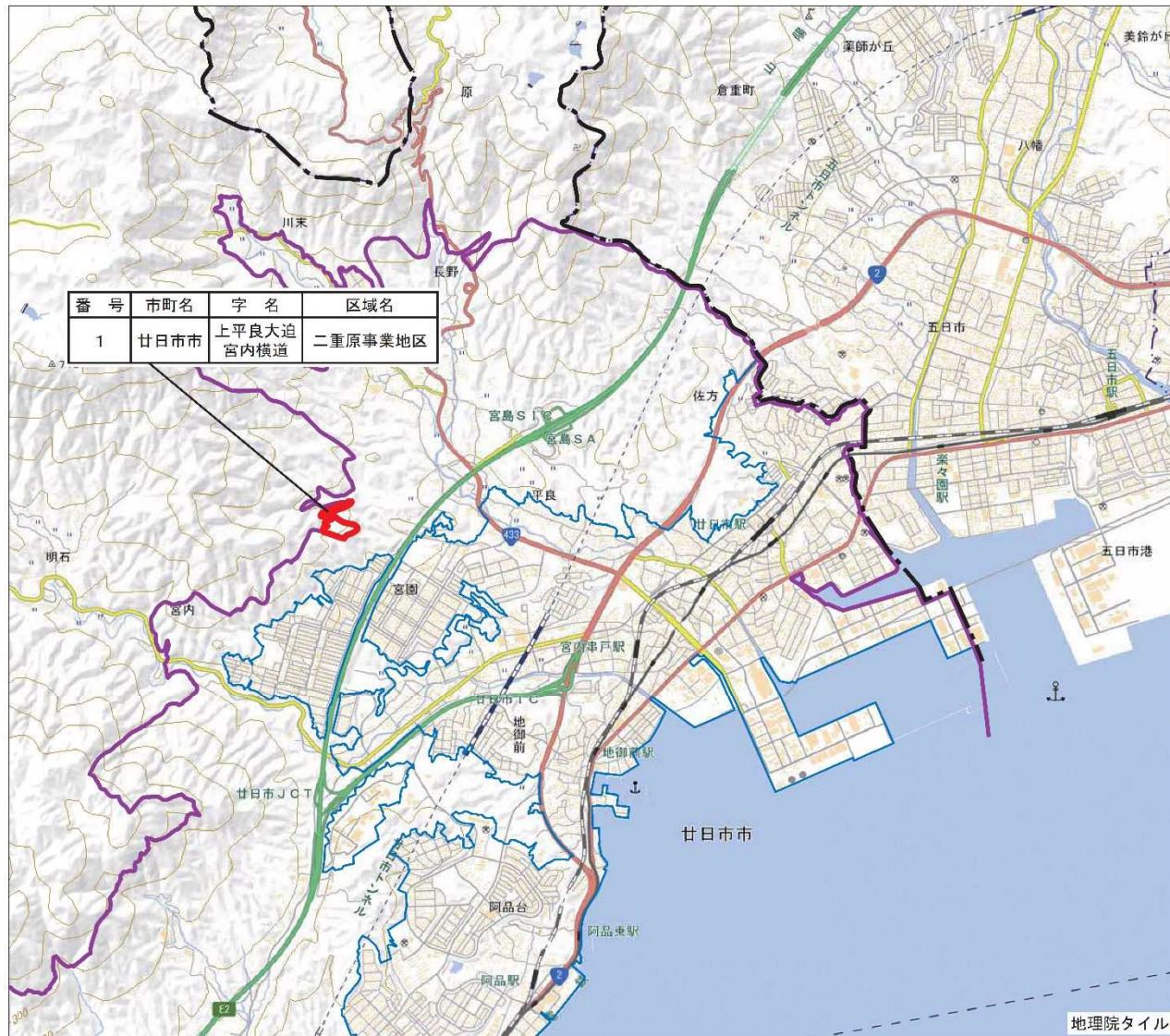
その後、都市圏における人口、産業の集中に伴う都市規模の拡大、大規模開発の進展、高速交通体系の整備等の動向に対応して都市計画区域の変更（拡大）が行われ、熊野町における全町指定（昭和62年3月2日告示）、広島西風新都（広島市安佐南区及び佐伯区）における拡大（平成3年9月30日告示）、広島市の内陸部における拡大（平成7年10月30日告示、平成16年5月31日告示、令和4年12月26日告示）などを経て現在に至っている。

(2) 都市計画区域変更の理由

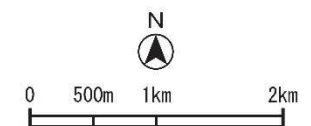
今回都市計画区域を拡大する廿日市市上平良字大迫の一部及び同市宮内字横道の一部の区域（以下「本区域」という。）は、廿日市市の中心部から約3kmと近接した位置において産業団地の開発事業が計画されている二重原地区の開発計画区域（以下「二重原事業地区」という。）に含まれる区域である。

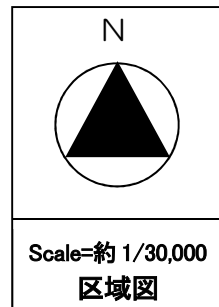
廿日市市においては、地域経済の持続的な発展を図るため、既存企業の移転による事業拡張や新規企業の誘致のための新たな産業団地の開発・整備を行うことが喫緊の課題となっており、山陽自動車道宮島スマートインターチェンジや広島港廿日市地区に近接した二重原事業地区において、既存の社会インフラを効率的に利用しながら、産業基盤の整備・拡充を図るものである。

二重原事業地区について、計画的な市街地開発と合理的な土地利用の誘導、都市基盤施設の整備等により機能的で良好な環境を有する産業団地の形成を図るためには、本区域を現都市計画区域と一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある、新たに都市計画区域を拡大するものである。

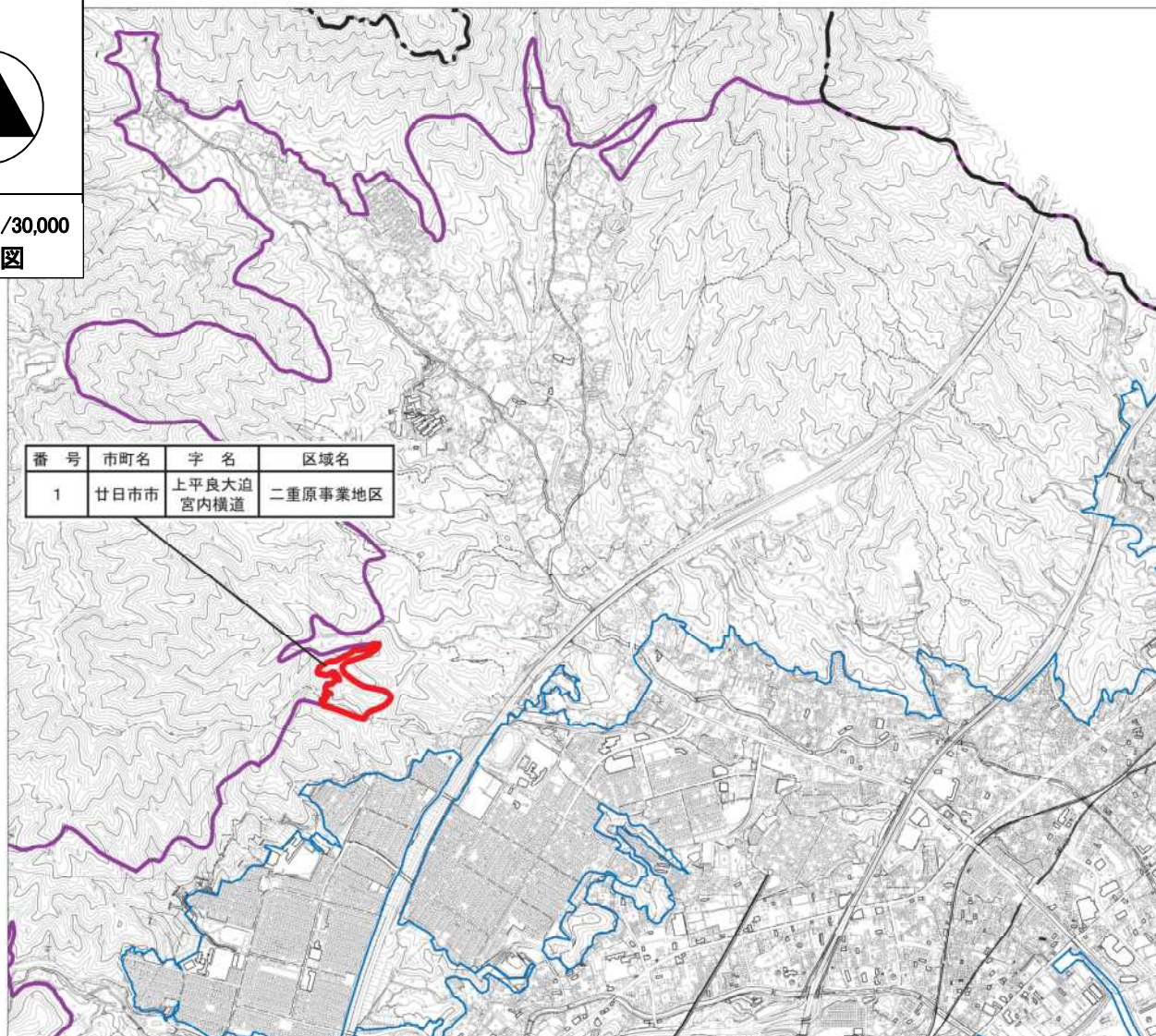


凡 例	
	行政区域界
	現都市計画区域界
	都市計画区域を拡大する区域
	区域区分線



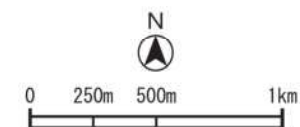


番 号	市町名	字 名	区域名
1	廿日市市	上平良大迫 宮内横道	二重原事業地区



1 二重原事業地区
面積 約 4.3ha

凡 例	
	行政区域界
	現都市計画区域界
	都市計画区域を拡大する区域
	区域区分線



第2号議案

広島圏都市計画区域区分の変更について

(広島県決定)

都 計 第 6 0 8 号
令和 6 年 12 月 25 日

広島県都市計画審議会会長様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市計画課

広島圏都市計画区域区分の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定によって、貴会の意見を求めます。

広島圏都市計画 区域区分計画書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり

2. 人口フレーム

年 次 区 分		平成 2 7 年 (基準年)	令和 1 2 年 (目標年)
	都市計画区域内人口	1,584千人	概ね 1,553千人
	市街化区域内人口	1,549千人	概ね 1,524千人
	配分する人口	—	概ね 1,524千人
	保留する人口	—	0千人
	(特定保留)	—	0千人
	(一般保留)	—	0千人

理由は別添のとおり

理 由 書 (広島圏都市計画区域区分の変更)

広島圏都市計画区域は、大竹市、廿日市市、広島市、呉市、府中町、海田町、熊野町、坂町の4市4町で構成された広域都市計画区域として、昭和46年1月に区域指定を行うと同時に、区域区分の決定を行い、その後6回の定期見直しを経て、現在に至っている。

令和3年3月に策定した「広島圏域都市計画マスタープラン」では、「コンパクト+ネットワーク型の都市」や「安全・安心に暮らせる都市」などの5つの都市の目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けて広域的な観点から主要な都市計画の方針等を定めている。また、本都市計画区域は、広島圏域の中心であるとともに、瀬戸内海地域及び中四国地域の連携・交流拠点として、広島県内はもとより中四国地方の発展を牽引する中枢的役割を担うものとして位置付けている。

こうした目指すべき将来像や位置付けを踏まえ、広域的な観点から主要な都市計画の決定の方針等を定めており、土地利用の方針において、市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保していくために、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進することとしている。

今回の変更は、これらの上位計画に即し、土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い土地について、土地の利用状況や各種災害への対策状況等を踏まえつつ、市街化調整区域に編入するものである。

そのほか、市街化区域から市街化調整区域へ編入した面積の範囲内において、「出来庭二丁目地区」等、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域に編入する。

なお、山陽自動車道に隣接した「二重原事業地区」等、市街地の形成に相当期間を要する区域は特定保留区域に位置付ける。

広島圏都市計画

区域区分新旧対照表

新				旧			
2 人口フレーム				2 人口フレーム			
区 分	年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)	区 分	年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
都市計画区域内人口		1,584千人	概ね 1,553千人	都市計画区域内人口		1,584千人	概ね 1,553千人
市街化区域内人口		1,549千人	概ね 1,524千人	市街化区域内人口		1,549千人	概ね 1,524千人
	配分する人口	—	概ね 1,524千人		配分する人口	—	概ね 1,524千人
	保留する人口	—	0千人		保留する人口	—	0千人
	(特定保留)	—	0千人		(特定保留)	—	0千人
	(一般保留)	—	0千人		(一般保留)	—	0千人

概 要 図

【主要な変更の内容】

ア 市街化区域への編入

5 地区 面積 約 5.8ha

イ 市街化調整区域への編入

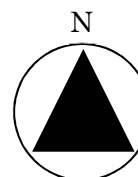
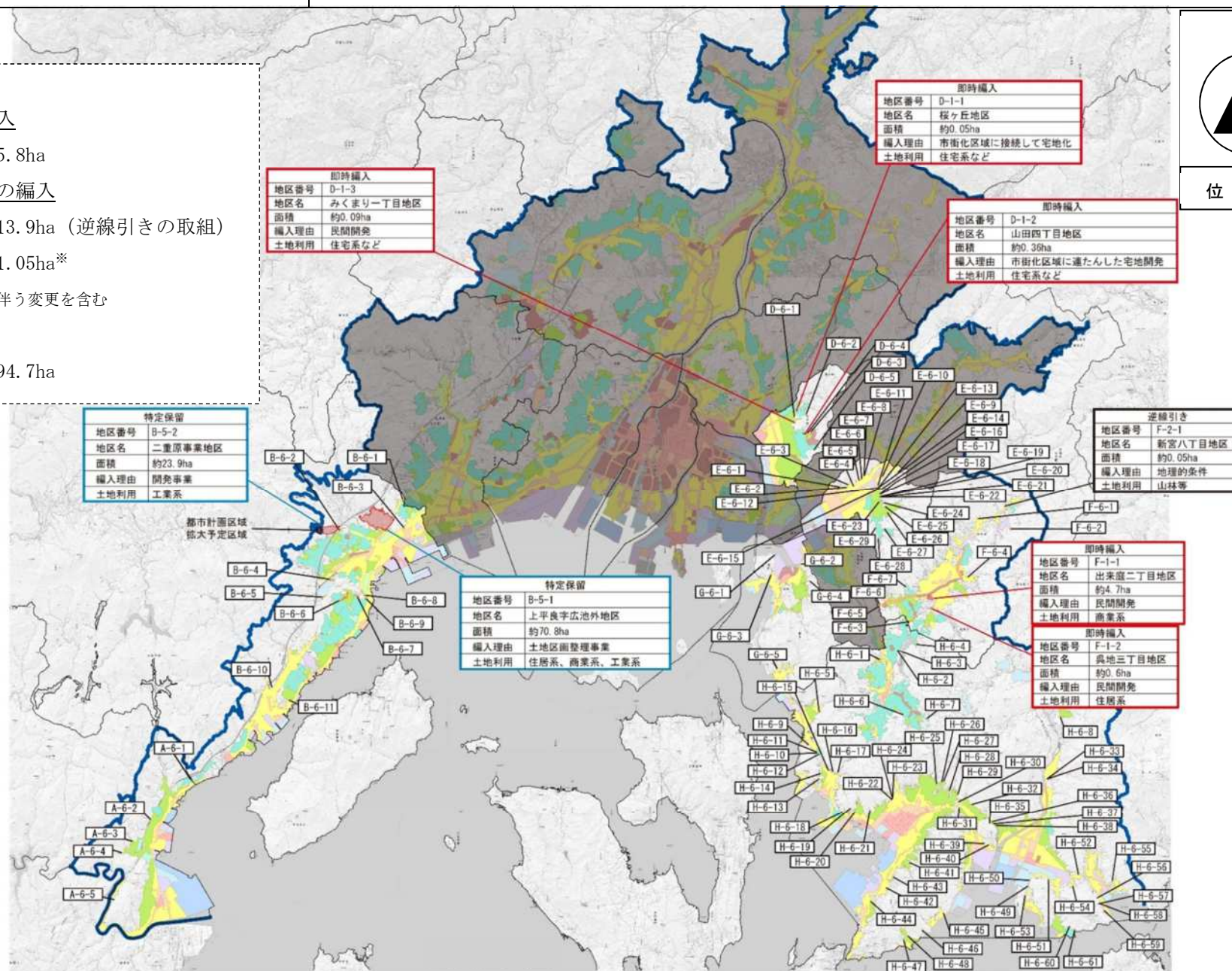
123 地区 面積 約 13.9ha（逆線引きの取組）

1 地区 面積 約 1.05ha※

※海田町の地図精査に伴う変更を含む

ウ 特定保留区域

2 地区 面積 約 94.7ha



位置図

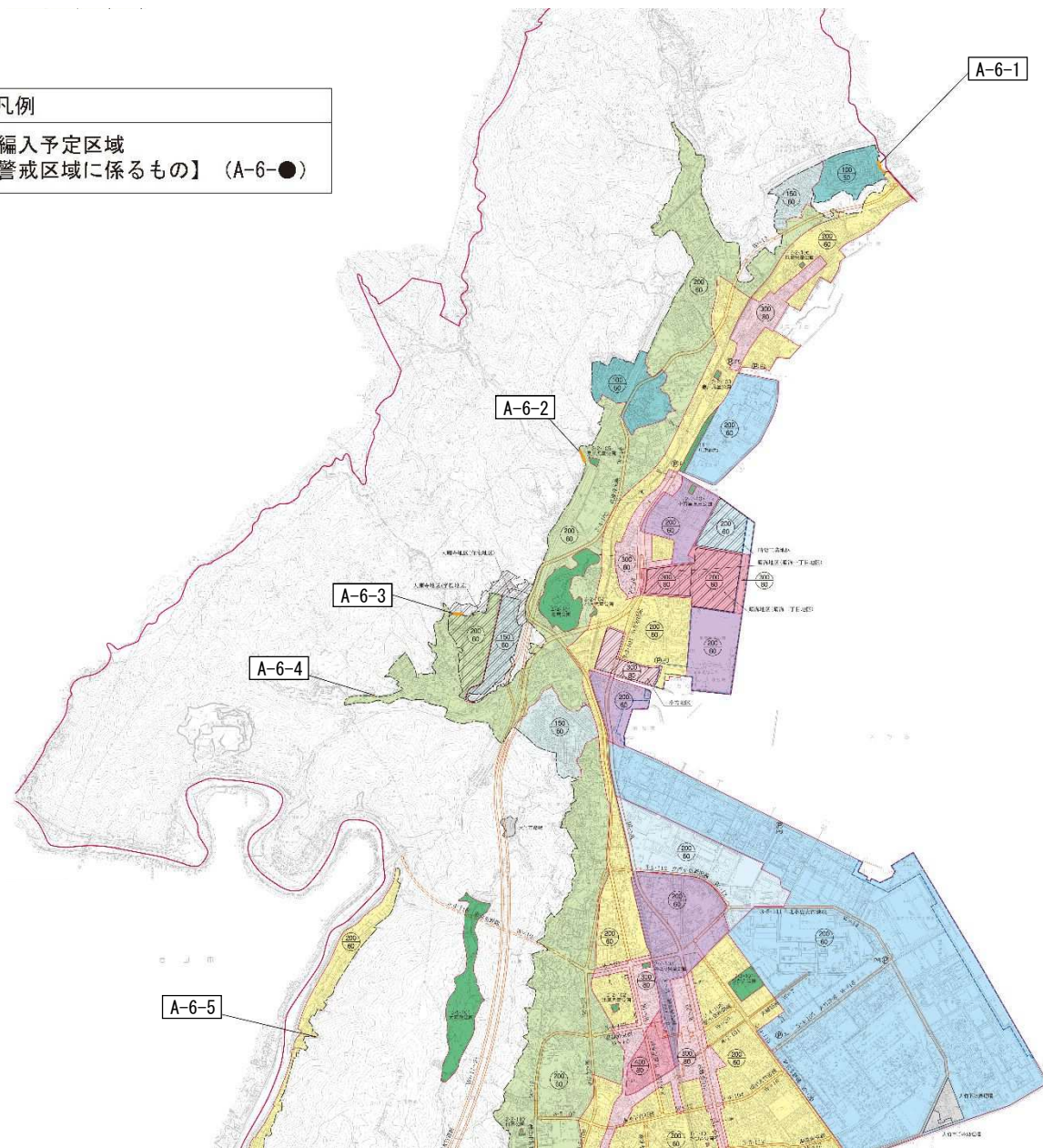
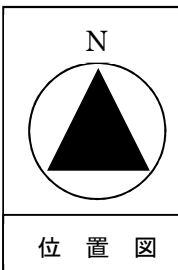
位置図

凡例



市街化調整区域編入予定区域

【土砂災害特別警戒区域に係るもの】(A-6-●)



S=1/40,000

0 500 1,000 2,000 m

区域図

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図

(大竹市)

[No. 1 / 4]

— 区域区分線

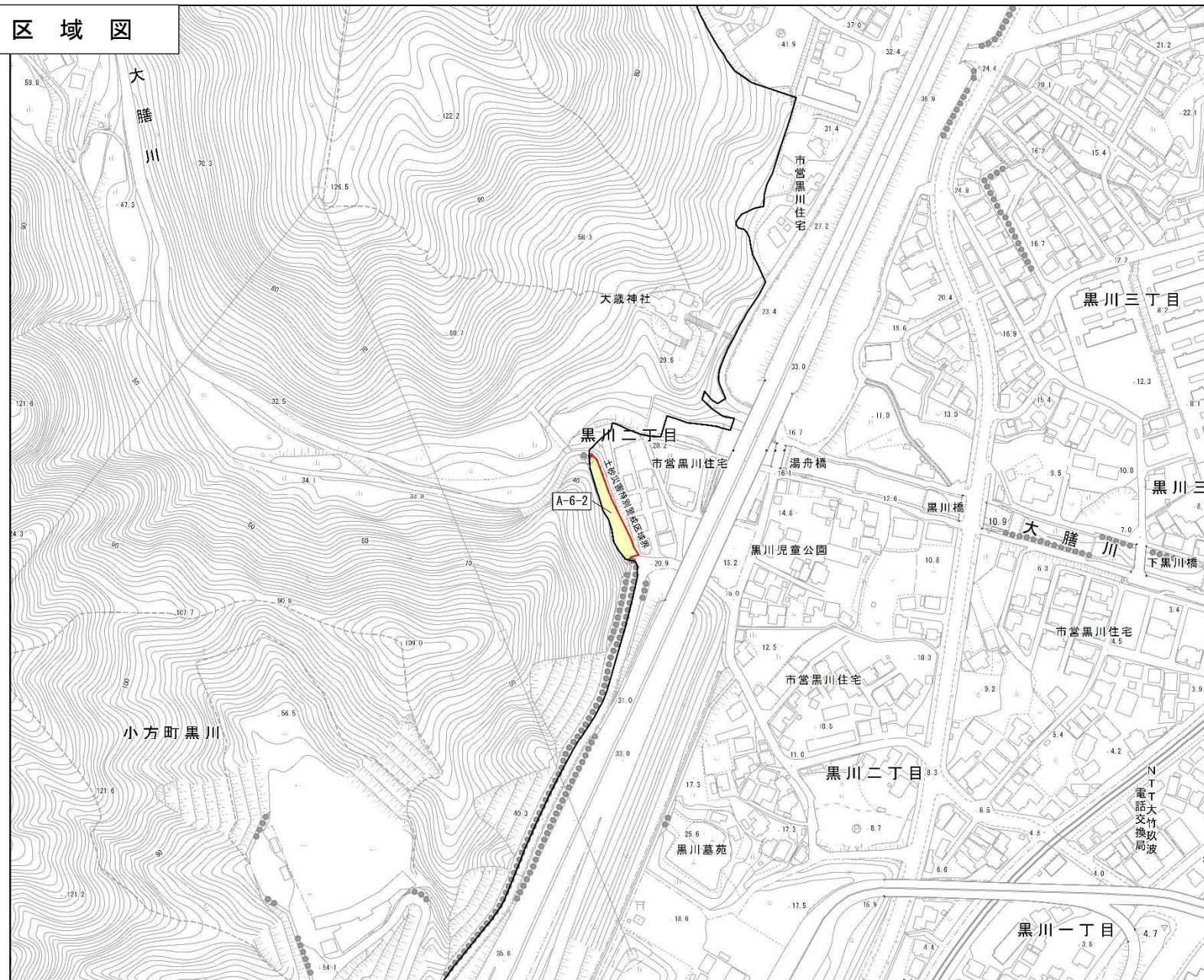
市街化調整区域への編入

S=1/4,000

0 25 50 100 m



区域図

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図

(大竹市)

[No. 2 / 4]

— 区域区分線

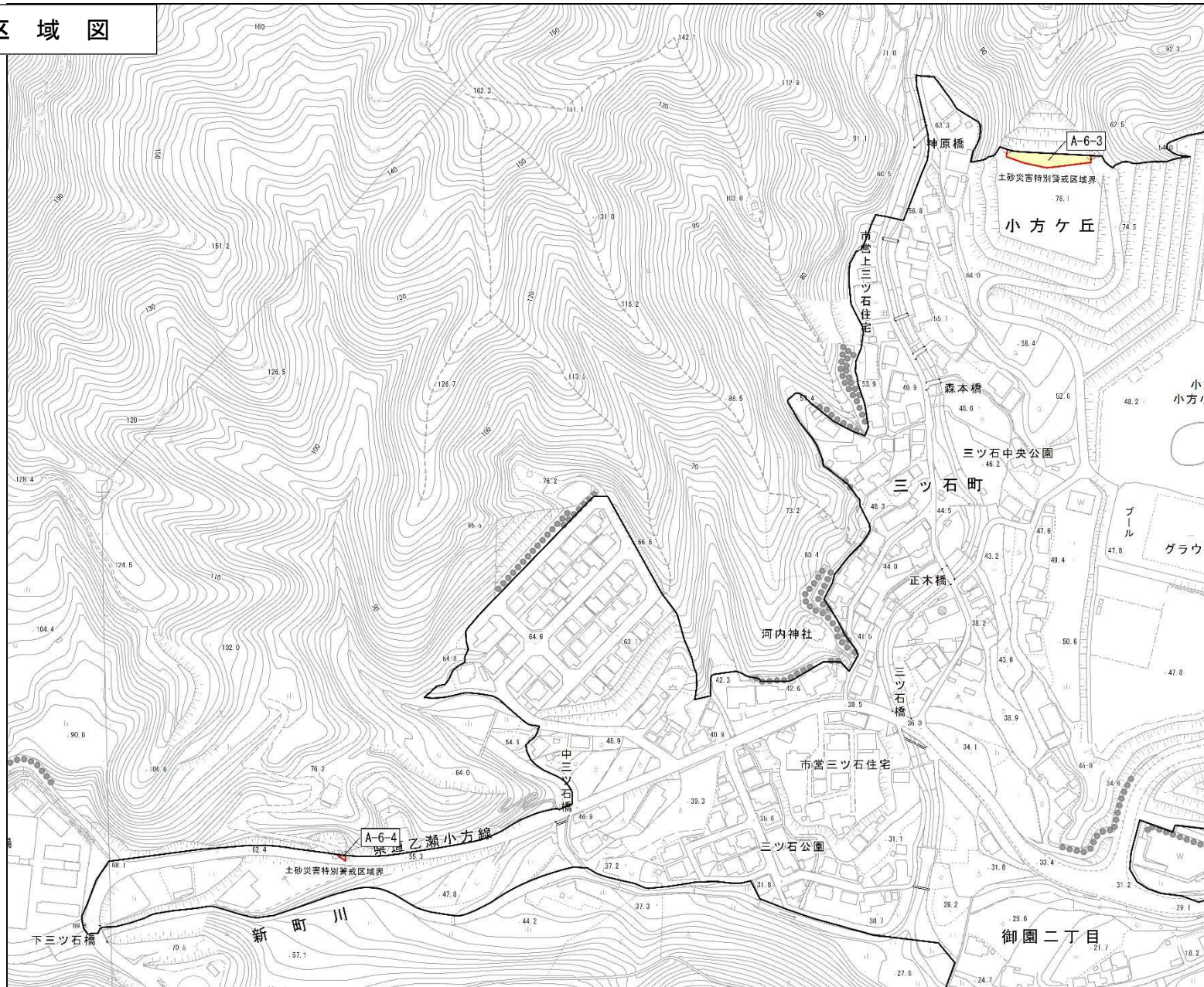
 市街化調整区域への編入

S=1/4,000

0 25 50 100 m



区域図

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図

(大竹市)

[No. 3 / 4]

— 区域区分線

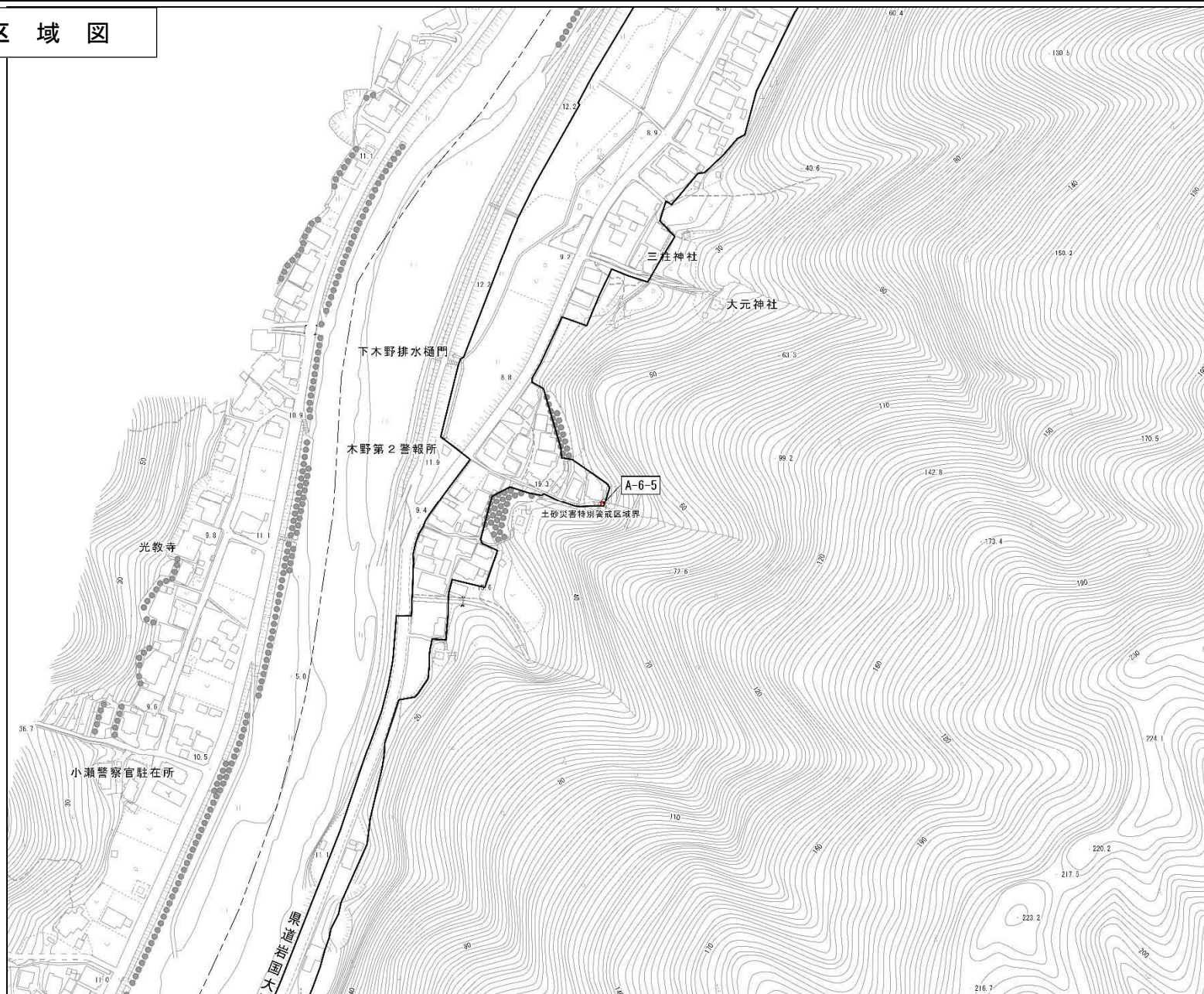
市街化調整区域への編入

S=1/4,000

0 25 50 100 m



区 域 図

広島圏都市計画区域区分の変更
計画図

(大竹市)

[No. 4 / 4]

— 区域区分線

市街化調整区域への編入

S=1/4,000

0 25 50 100 m

